

一審判決、どこが間違っている？

「違法だが適法」の怪

判決は、警察が違法な行為をしたことを一部認めましたが、派遣後は沖縄県警に委ねているので、警視庁の機動隊員が違法な行為をしても、派遣の決定自体は違法ではないとしています。おかしな理屈です。東京都公安委員会は、事前に説明を受けて派遣を決定したとしているのだから、その結果生じた違法行為の責任を負うべきではないでしょうか。



因果関係が逆

判決は、工事を再開すれば抗議行動が激化するとは予想できず、実際、激化したので、機動隊の派遣は合理的だったとしています。しかし、これは因果関係が逆です。工事が始まってから9年間、住民が平和的な抗議行動しかしてこなかったことは判決も認めています。大量の機動隊員を派遣することで国が工事を強行したからこそ、市民と警察が圧倒的な力の差で向き合うことになり、混乱が生じたのです。



控訴へ！

もう二度と沖縄に機動隊を派遣させない

2019年12月、私たちは東京高等裁判所に控訴しました。警察は「ブラックボックス」で、情報公開を求めても黒塗りの文書しか出さず、都議会で追及しても何も明らかにしません。この訴訟は、市民が警察の行動をチェックし、いきすぎた警察活動を止める一助になるでしょう。私たちの暮らしに関わる問題です。また、沖縄の米軍基地問題は全国の問題です。ぜひ注目してください。

裁判長が決まったよ
東京高等裁判所
第9民事部
小川秀樹裁判長



カンパのお願い

ゆうちょ銀行口座から 10100 94105291
ゆうちょ銀行以外から ゆうちょ銀行ゼロイチハチ支店 普通 9410529
口座名：東京都への住民監査請求実行委員会

発行日 2020年3月10日
発行 警視庁機動隊の沖縄への派遣中止を求める住民監査請求実行委員会
警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法 住民訴訟 原告団
e-mail juminkansaseiky@gmail.com
ブログ juminkansaseiky.wordpress.com
FB 警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法 住民訴訟



警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法 住民訴訟

一審判決

「違法だが適法」の怪 控訴しました!



「東京都の警察（警視庁）が、沖縄・高江で違法な警察活動をしたのは許せない」という思いがこの裁判の原点です。
みなさんは、警察の活動がすべて正しいと思っていますか？
2019年12月に東京地方裁判所が出した一審判決は、警察が違法な行為をしたことを一部認めました。
一番でどんな成果を得たのか、二番で問われるべきことは何か、ぜひ知ってください。

住民監査請求

→ 一番(東京地裁)

→ 二番(東京高裁)

2019年12月控訴

警視庁機動隊の沖縄への派遣中止を求める住民監査請求実行委員会
警視庁機動隊の沖縄への派遣は違法 住民訴訟 原告団

Q1 沖縄・高江はどんなところなの？

緑豊かな小さな集落。米軍ヘリパッド建設が強行されました。

東村（ひがしそん）高江（たかえ）区は、豊かなやんばるの森に抱かれた人口約140人の小さな集落です。そこを取り囲むように米軍オスプレイの訓練用ヘリパッド（離着陸帯）が、新たに6カ所建設予定であると報道されたのは、2006年のことでした。高江区は2度、ヘリパッド建設反対の決議を出していますが、07年、十分な説明のないまま工事が始まりました。住民たちは暮らしを守るために、ずっと、平和的にヘリパッド建設に反対してきました。市民の正当な権利として。



2014年7月までに2カ所のヘリパッドが完成してしまいましたが、16年7月まで工事は止まっています。

Q2 警視庁機動隊は高江で何をしたの？

ヘリパッド建設に平和的に反対する市民を、力づくで排除しました。



高江に機動隊員を派遣したのは、東京都（警視庁）、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県です。

2016年7月、突如、東京都を含む全国から500名以上の機動隊員が高江に派遣されました。彼らは沖縄県警とともに、正式な手続きを踏まないまま集落一帯の道路を封鎖し、ヘリパッド建設に反対する市民が工事現場付近を通行できないようにしました。さらに現場近くにあった市民を囲んで路側帯に押しやり、力づくで排除しました。同年12月、日本政府が「ヘリパッドが完成した」と公表するまで、高江ではこうした異常な状態が続きました。

Q3 なぜ都民が裁判を起こしたの？

高江での機動隊員の違法行為に、都民の税金が使われたからです。

高江に派遣された警視庁機動隊員の給与や諸手当は、都民が東京都に納めた税金から支払われました。高江での機動隊員の数々の違法行為に都民の税金が使われたのはおかしいと考えた私たちは、まず2016年10月、東京都に住民監査請求を行いました。しかし、この請求は門前払いを受けました。そこで都民184名の原告と代理人弁護士62名が、16年12月、東京都知事に対し、機動隊派遣を行った警視総監に損害賠償請求をするよう求めて、東京地裁に提訴しました。

住民監査請求制度が機能してなくてビックリ

東京都監査委員会は、2009年度以降、8年間で125件の住民監査請求を受けましたが、11件しか監査していません。



Q4 都民が派遣は違法だと主張した理由は？

1 中立・公正であるべき警察が、国策遂行のために高江で活動したのは違法（高江住民はおだやかな座り込みみしかしておらず、派遣の必要性はなかった）。

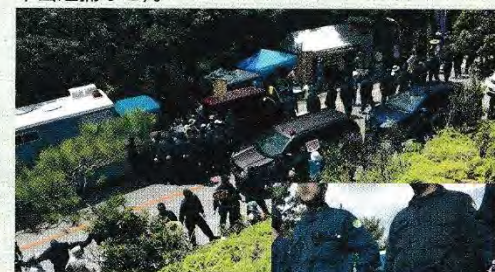


2 米軍オスプレイのヘリパッド建設そのものが違法（住民が合意していない、生活に深刻な被害をもたらす、周辺の貴重な自然環境を破壊する）。その手助けを警察がすることは違法。



© 沖縄ドローンプロジェクト

3 高江に派遣された警察官の行為が違法（路側帯に置かれた住民の車両やテントの強制撤去、道路の封鎖や車両の検問、市民の拘束・監禁・暴行、取材妨害、不当逮捕など）。



4 派遣の手続きが違法（都の公安委員会は正式な会議も開かず、これを承認した）。

裁判では証拠になる動画も上映されたよ

警察の違法な行為について、高江住民、沖縄の弁護士、元土木技術者、昆虫蝶類研究者、映像作家、原告代表が証言しました。



Q5 裁判長は警察の違法行為を認めたの？

一部認めました。これは画期的なことです。

2019年12月の一審判決は、結論は原告の敗訴でしたが、高江での機動隊の行為の違法性を一部認めた画期的なものでした。機動隊の住民への対応について「職務行為が必ずしもすべて適正だったとは言いがたい」とし、特に16年7月22日に行った、建設現場の出入りに住民たちが置いた車両やテントの強制撤去について「適法性に看過しがたい疑問が残る」という見解を示しました。また、私たちの住民監査請求を門前払いした東京都監査委員会の判断は誤りだったと断罪しました。

工事が始まる前の高江での抗議行動は平和的だったことや、ヘリパッドの完成によって住民の生活や自然環境に多大な悪影響が出ていることも、一審判決は認めました。

主張が認められたのに敗訴したの？

